

「介護福祉士国家試験の出題範囲等の今後の在り方について」のポイント

論点	主な見直しの方向性	背景・理由
筆記試験の総出題数等	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度試験(28年に実施)から現行の120問から125問とする。(主に、領域「医療的ケア」について増問) ・領域「介護」の中で、科目間の出題数を調整し、科目「介護の基本」を減じ、科目「生活支援技術」を増問する。 ・視覚素材を活用した問題を導入する(可及的速やかに)。その際、他職種国家試験と同様に受験者、養成課程に対する周知、視覚障害者への配慮について十分する。 	<p>介護福祉士の養成課程のカリキュラムに喀痰吸引等の医療的ケアが追加されたことから、これに足る知識・技能を国家試験で確認・評価する必要があるため。</p> <p>実践的な介護技能の評価を図るには、生活支援技術を増問するとともに、他職種国家試験で活用されている視覚素材を介護福祉士国家試験でも用いることが適当。</p>
実技試験	<p>29年度試験以降、実技試験受験者が制度的には想定されなくなるので、廃止する。</p> <p>ただし、旧カリキュラムの福祉系高校又は特例高を卒業し、介護技術講習を修了していない者が受験する余地が生じることも踏まえ、介護技術講習の修了やそれに相当する研修を求めるなどの措置を検討する。</p>	<p>実務者ルートに実務者研修が義務付けられる上、福祉系高校卒業者がすべて新カリキュラム導入後の者となるなど、制度上29年度試験からは実技試験受験者が想定されなくなる。</p>
合格基準	<p>総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正するという現状の考え方を維持する。</p>	<p>養成課程で修得すべき知識・技能を網羅的に備えているか否かを評価するという観点を踏まえ、現状は妥当。</p>
試験日程	<p>介護福祉士、社会福祉士資格を同時に得られるよう、介護福祉士の筆記試験と社会福祉士試験を1週間程度ずらして実施する。</p> <p>実技試験廃止後の介護福祉士試験の合格発表は、可能な範囲での前倒しを進めていくことが適当である。</p>	<p>27年度以降、4年制大学等において介護福祉士と社会福祉士国家試験を同時受験するものが生じることを踏まえ、試験日が重ならないように設定する。</p> <p>合格発表の前倒しは、合格者の任用・処遇を円滑とするため。</p>